

純金ファミリー契約の解約に関する苦情のあっせん・調停審議経過

NO. 1

年 月 日	委 員 会	審 議 内 容
59. 3. 17	第85回 苦情処理委員会	契約内容の問題点、契約締結上の問題点等を中心に審議した。
3. 31	—	市長から、あっせん・調停の付託を受けた。
4. 21	あっせん小委員会	当事者に出席を求め、事情聴取を行った。 (出席者) 申出人 被申出人 豊田商事株式会社 管理本部課長 顧問弁護士 豊田商事(株)に対し、このケースの対応について5月10日までに文書で回答するよう求めた。
5. 10	—	豊田商事(株)から、電話により次のような回答があった。 (1) 申出人の代理人を選定してほしい。 (2) 代理人に対し、支払金額の8割を5回分割により毎月末に支払う旨の提案をする用意がある。
5. 12	あっせん小委員会 第86回 苦情処理委員会	苦情処理委員会の代表委員として、中嶋委員(副会長)にあっせん調停の労をとってもらうことを決定した。
5. 18	—	センターにおいて、中嶋委員が被申出人と交渉を行った結果、被申出人より、支払金額の80.6% 830万円を4回均等分割で支払うとの和解案の提示があった。

年 月 日	委 員 会	審 議 内 容
		直ちに申出人に来所を求め、交渉経緯を説明し、豊田商事(株)の提示案についての意向を聞いたところ、承諾する旨の回答を得たのでその旨確認書を徴した。
59. 5. 21	—	センターにおいて、中嶋委員立会いのうえで示談書を作成した。

昭和59年5月18日

確 証 書

今回 私と豊田商事株式会社との間の、昭和59年

1月14日付純金7211-契約証券(純金1000g216券)、

昭和59年1月17日付純金7211-契約証券(純金1000g216

券)、昭和59年1月18日付純金7211-契約証券(純金

1000g216券)及び昭和59年1月30日付純金7211-契約

証券(純金1000g216券)に関する紛争について、神戸市

苦情処理委員会(以下「私」)と私と豊田商事株式会社

に支払った金10,299,720円および金8,300,000円を

昭和59年5月末の日と同日、同年8月末の日(二

毎月末日に、各金2075,000円を振り取り、その余の

金(以下「返還請求権」と放棄する内容で、解決すること

承諾)にしようとする。

神戸市苦情処理委員会

会長 石田喜久夫 様

神戸市

純金ファミリー契約の解約に関する紛争解決 示談書

純金ファミリー契約の解約に関する苦情の申し出に対して、神戸市民のくらしをまもる条例第35条及び同条例施行規則第7条の規定に基づき、神戸市消費者苦情処理委員会が解決につきあっせんを行った結果、苦情申出人 [] (以下「甲」という。)と苦情被申出人豊田商事株式会社(以下「乙」という。)の間において、下記のとおり合意が成立した。

これを証するため、本書3通を作成し、甲乙及び立会人がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

記

1 甲及び乙は、昭和59年1月14日付け、同月17日付け、同月18日付け及び同月30日付けの純金ファミリー契約証券(純金1.000グラム券)各1通合計4通に基づく純金ファミリー契約を、本日、それぞれ合意解除する。

2 乙は、前項記載の純金ファミリー契約の締結に基づき甲から受取った金10,299,720円のうち、金8,300,000円を甲に支払うものとする。

3 乙は、前項の支払金額を4回に分割して甲の指定する銀行口座(太陽神戸銀行水道筋支店、普通預金 [] 名義人 [])に振り込んで支払うものとし、支払期限及び各回の支払金額は、それぞれ次のとおりとする。

第1回 昭和59年5月31日 2,075,000円

第2回 同 年6月30日 2,075,000円

第3回 同 年7月31日 2,075,000円

第4回 同 年8月31日 2,075,000円

4 乙が分割金の支払いを1回でも遅滞したときは、既支払金を除き、残金を直ちに支払わなければならない。

5 甲は、前項の各回の支払いが完了したごとに、純金ファミリー証券(純金1.000グラム券)1通を乙に提出するものとする。

6 甲及び乙は、第1項記載の純金ファミリー契約及びその解除に関し、前各号の外に何らの債権債務

のないことを相互に確認する。

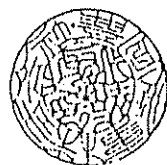
昭和59年5月21日

甲 神戸市

大阪市北区梅田1丁目1番
大阪駅前第3ビル26F・27F

乙 豊田商事株式会社

代表取締役 永野一男



立会人 神戸市消費者苦情処理委員会

副会長 中嶋 徳 (中嶋 徳)